



耐震改修法

特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力

- 法14条
- 特定既存耐震不適格建築物
 - 所有者
 - 耐震関係規定
 - 適合しない建築物
 - 建築基準法第3条第2項の規定を受けているもの
- 耐震診断を行い必要と認める
 - 耐震改修を行うよう努めなければならない
- 幼稚園、保育所
 - 階数2以上及び床面積の合計500㎡以上
- 小学校等、老人ホーム、…
 - 階数2以上及び床面積の合計1,000㎡以上
- 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所…
 - 階数3以上及び床面積の合計1,000㎡以上
- 体育館
 - 階数1以上及び床面積の合計1,000㎡以上

所管行政庁の指導及び助言、指示

- 法15条
 - 所轄行政庁
 - 所有者に対し
 - 特定既存耐震不適格建築物
 - 指導及び助言
 - 耐震診断、耐震改修
- 所轄行政庁
 - 必要な指示
 - 用途かつ
 - 床面積の合計が定める規模以上

耐震改修の計画の認定

- 法17条
 - 耐震改修をしようとするもの
 - 所轄行政庁
 - 認定を申請することができる
- 耐震改修の計画
 - 記載する
 - 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 一定の基準に適合
 - 増築、改築、大規模の修繕・模様替え
 - 🚫している
 - ↓↓していない↓↓
 - 耐震関係規定以外の規定
 - 引き続き既存不適格の状態OK
- 所轄行政庁が計画の認定
 - 確認済証の交付
 - あったものとみなす
 - 建築確認等を
 - 要するもの